



平成 22 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三ツ村 正規
 (コード番号 8933 東証第 1 部)
 問合せ先 財務部長 塚本 雅一
 (TEL 03-6811-6424)

(訂正・数値データ訂正あり)「平成 22 年 3 月期 決算短信」の一部訂正について

平成 22 年 5 月 12 日に発表いたしました標記開示資料について訂正がありましたのでお知らせします。
 なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【1】21 ページ

4. 連結財務諸表

(2) 連結損益計算書

(訂正前)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
(省略)		
特別利益		
固定資産売却益	※2 12,037	※2 17,628
特別利益合計	12,037	17,628
(以下省略)		

(訂正後)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
(省略)		
特別利益		
固定資産売却益	※2 12,037	※2 17,628
<u>その他</u>	<u>0</u>	<u>—</u>
特別利益合計	12,037	17,628
(以下省略)		

【2】46 ページ

4. 連結財務諸表

連結財務諸表に関する注記事項
(税効果会計関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 22 年 3 月 31 日)
1. (省略)	1. (省略)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
負ののれん償却額 △2.9%	負ののれん償却額 △3.6%
子会社(特定目的会社)損益の少数株主帰属分	<u>UDX 少数株主帰属分</u>
△2.5%	△2.7%
その他 0.3%	評価性引当額 31.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.6%	その他 <u>△0.1%</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 65.8%

(訂正後)

前連結会計年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 22 年 3 月 31 日)
1. (省略)	1. (省略)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
負ののれん償却額 △2.9%	負ののれん償却額 △3.6%
子会社(特定目的会社)損益の少数株主帰属分	<u>子会社(特定目的会社)損益の少数株主帰属分</u>
△2.5%	△2.7%
その他 0.3%	評価性引当額 31.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.6%	その他 <u>0.1%</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 65.8%

【3】50ページ

4. 連結財務諸表

連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報)

(訂正前)

a. 事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(表省略)

(注) 1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

5. (省略)

6. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「その他事業」について、営業利益が41百万円減少しております。

(以下省略)

(訂正後)

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(表省略)

(注) 1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

5. (省略)

6. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「その他事業」について、営業利益が41百万円増加しております。

(以下省略)